

# 食育推進基本計画

## 参考資料集

平成18年6月

## 目次

はじめに	7
1. 食をめぐる現状	7
2. これまでの取組と今後の展開	19
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針	23
1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成	23
2. 食に関する感謝の念と理解	24
3. 食育推進運動の展開	26
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割	26
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践	27
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献	28
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割	28
第2 食育の推進の目標に関する事項	30
1. 目標の考え方	30
2. 食育の推進に当たっての目標値	30
(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加	30
(2)朝食を欠食する国民の割合の減少	31
(3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加	32
(4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加	32
(5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加	34
(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加	35
(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	36
(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	36
(9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合	36
第3 食育の総合的な促進に関する事項	36
1. 家庭における食育の推進	36
(1)現状と今後の方向性	36
(2)取り組むべき施策	36
(生活リズムの向上)	
(子どもの肥満予防の推進)	
(望ましい食習慣や知識の習得)	
(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)	
(栄養教諭を中核とした取組)	
(青少年及びその保護者に対する食育推進)	
2. 学校、保育所等における食育の推進	39
(1)現状と今後の方向性	39
(2)取り組むべき施策	40
(指導体制の充実)	
(子どもへの指導内容の充実)	
(学校給食の充実)	

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)	
(保育所での食育推進)	
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進	44
(1)現状と今後の方向性	44
(2)取り組むべき施策	44
(栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践)	
(「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進)	
(専門的知識を有する人材の養成・活用)	
(健康づくりや医学教育等における食育推進)	
(食品関連事業者等による食育推進)	
4. 食育推進運動の展開	46
(1)現状と今後の方向性	46
(2)取り組むべき施策	46
(食育月間の設定・実施)	
(継続的な食育推進運動)	
(各種団体等との連携・協力体制の確立)	
(民間の取組等に対する表彰の実施)	
(国民運動に資する調査研究と情報提供)	
(食育に関する国民の理解の増進)	
(ボランティア活動への支援)	
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	49
(1)現状と今後の方向性	49
(2)取り組むべき施策	49
(都市と農山漁村の共生・対流の促進)	
(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)	
(農林漁業者等による食育推進)	
(地産地消の推進)	
(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)	
6. 食文化の継承のための活動への支援等	50
(1)現状と今後の方向性	50
(2)取り組むべき施策	50
(ボランティア活動等における取組)	
(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)	
(専門調理師等の活用における取組)	
(関連情報の収集と発信)	
(知的財産立国への取組との連携)	
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	52
(1)現状と今後の方向性	52
(2)取り組むべき施策	52
(リスクコミュニケーションの充実)	

- (食品の安全性や栄養等に関する情報提供)
- (基礎的な調査・研究等の実施)
- (食品情報に関する制度の普及啓発)
- (地方公共団体等における取組の促進)
- (食育の海外展開と海外調査の推進)
- (国際的な情報交換等)

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	54
1. 多様な関係者の連携・協力の強化	54
2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進	55
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握	55
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用	55
5. 基本計画の見直し	56

項目別目次

1 「食の外部化等食の多様化」	7
2 「健全な食生活が失われつつある」について	8
3 「脂質の過剰摂取」について	9
4 「野菜の摂取不足」について	10
5 「朝食の欠食」について	10
6 「肥満や生活習慣病の増加」について	11
7 「過度の痩身」について	13
8 「急速な増加を続ける高齢者」について	14
9 「生活時間の多様化等」について	15
10 「食品の安全性に関わる国内外の事案の発生」について	15
11 「我が国の食料自給率」について	17
12 「世界的な人口の増加」について	18
13 「水資源の枯渇」について	18
14 「食料自給率の向上」について	19
15 「食育」の語源	19
16 「男女共同参画の視点」の趣旨	19
17 「暮らしの構造改革」について	19
18 「社会経済構造等が大きく変化」	20
19 「国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が薄れ」	22
20 「地方公共団体においても国との連携を図りつつ自主的な施策を講じることが求められている」	23
21 「この食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に基づいて策定するもの」	23
22 「平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として」	23
23 根拠条文	23
24 「孤食」及び「個食」について	24
25 根拠条文	24
26 「人口の都市集中」について	24

27	「世界中で8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる」	25
28	「食べ残しや食品の廃棄を大量に発生」	25
29	根拠条文	26
30	根拠条文	27
31	「社会全体で働き方の見直しを進めること」	27
32	根拠条文	27
33	「販売形態の変化」について	27
34	根拠条文	28
35	「先人によって培われてきた多様な食文化」について	28
36	根拠条文	29
37	「食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期す」	29
38	「国や地方公共団体、関係団体や関係事業者、消費者等との意見交換」について	29
39	安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要	30
40	根拠となる統計等	30
41	根拠となる統計名等	31
42	根拠となる統計名等	31
43	根拠となる統計名等	32
44	「食生活指針」とは	32
45	「食事バランスガイド」とは	33
46	「日本人の食事摂取基準」とは	33
47	「日本人の食事摂取基準等」の等とは	34
48	根拠となる統計名等	34
49	「メタボリックシンドローム」とは	34
50	根拠となる統計名等	35
51	根拠となる統計名等	36
52	「教育ファーム」とは	36
53	根拠となる統計名等	36
54	根拠となる統計名等	36
55	根拠となる統計名等	36
56	「生活リズムの向上」について	37
57	「子どもの肥満予防の推進」	37
58	「健康美」とは	38
59	「家庭教育手帳」とは	38
60	「妊産婦のための食生活指針」とは	38
61	「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の普及啓発を進める	39
62	「保健医療機関等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実」について	39
63	栄養教諭制度について	39
64	「青少年育成に関するイベントや情報提供活動等」	39
65	栄養教諭の配置状況	40
66	「その重要性についての普及啓発を進める」	40

67	「食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付」	40
68	「学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催」	40
69	「各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定」	41
70	「食に関する学習教材」について	41
71	「体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施」	41
72	「学習指導要領の見直し」について	41
73	「学校給食の一層の普及」について	41
74	「米飯給食の一層の普及・定着」について	42
75	「単独調理方式」について	42
76	文部科学省は、今後は単独調理方式を推進する方向に転換することになるのか。各自治体においては給食センターを廃し、単独調理できるよう施設を改変する必要があるのか	42
77	「過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響」について	43
78	「過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等」の等とは	43
79	「乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図る」	43
80	「保育所における食育に関する指針」とは	43
81	「日本人の最大の死亡原因」について	44
82	「日本型食生活」とは	44
83	「管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図る」	45
84	「都道府県や市町村における管理栄養士等の配置」について	45
85	「地域において栄養指導に当たる管理栄養士等の資質向上を図るため、研修会等を開催する」	45
86	「医学教育等においては、食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた取組を推進」	45
87	「職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供」	46
88	「食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況」	46
89	食育月間を6月とした理由	46
90	「毎月19日を「食育の日」と定める」理由	47
91	「食育への関心が薄い世代」について	47
92	全国組織のイメージ	47
93	地方組織のイメージ	48
94	「全国各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供する」	48
95	「高齢者、成人、子どもといった世代区分」について	48
96	「フードファディズム」との関係	48
97	「食生活改善推進員」とは	49
98	「グリーン・ツーリズム」とは	49
99	「バイオマス」とは	50
100	「バイオマス・ニッポン総合戦略」とは	50
101	「食品リサイクル」とは	50
102	「国民文化祭」とは	51
103	「地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用」について	51

104	「我が国の食事作法や伝統的な行事食等」とは	51
105	「知的財産立国」について	51
106	「食文化研究推進懇談会」について	51
107	「地域の伝統的な食材や食文化をはじめ地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究、さらにはシンポジウム等を通じたその成果の発信」	52
108	食品安全基本法	52
109	「リスクコミュニケーション」	52
110	「国民健康・栄養調査」とは	53
111	「食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施・公表」の事例	53
112	現行の主な食品表示の制度	53
113	「食品表示ウォッチャー」とは	53
114	「生産情報公表JAS規格」とは	54
115	地方公共団体等による情報提供	54
116	海外の活動について	54
117	「国から積極的に働きかけるとともに、資料や情報の提供等適切な支援を行う」	55
118	都道府県食育推進会議のイメージについて	55
119	食育基本法第32条第1項(都道府県食育推進会議を置くことができる)の考え方について	55
120	「国民の意見や考え方等を積極的に把握」	55
121	「広く国民にも明らかにするよう努める」について	56
122	各府省のホームページ	56
123	基本計画見直しの考え方	56
	食育基本法に関する経緯	57
	食育推進会議 開催状況	57
	食育推進基本計画検討会 開催状況	57
	食育推進会議構成員名簿	57
	食育推進基本計画検討会構成員名簿	58
	平成18年度食育関連予算	59

(注) この資料中、「法」は食育基本法(平成17年法律第63号)を、「計画」は「食育推進基本計画」を指すものとする。

## はじめに

### 1. 食をめぐる現状

私たち人間が生きていくためには食が欠かせない。食は命の源であり、食がなければ命は成り立たない。私たち人間は、悠久の歴史の中で自らに最も適した食について豊かな知識、経験、そして文化を築き、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできた。

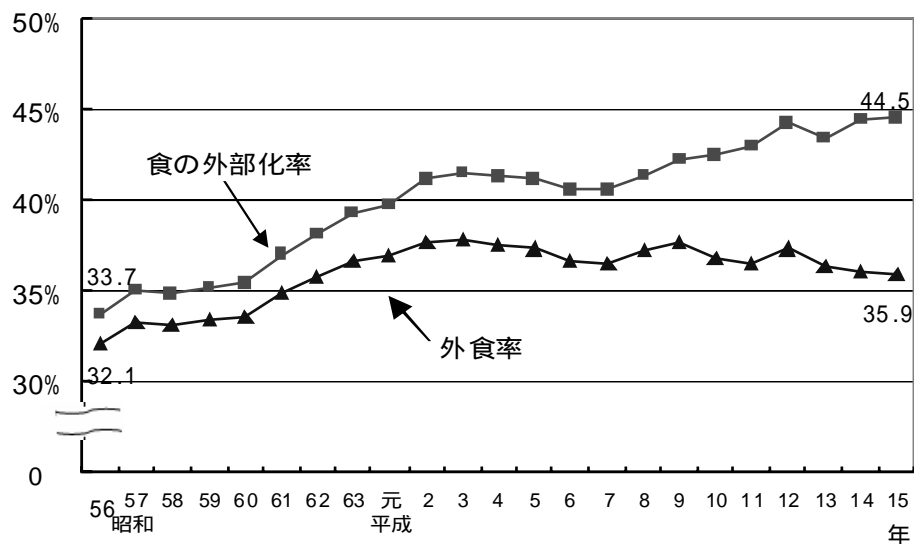
しかしながら、我が国では、近年、急速な経済発展に伴って生活水準が向上し、食の外部化等食の多様化が大きく進展するとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。今や我が国の食をめぐる現状は危機的な状況を迎えていると言っても過言ではない。例えば、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもも含めて見受けられる。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加が見られ、過度の痩身等の問題も指摘されるようになってきている。これらの問題は、我が国の活力を低下させかねない問題であり、早期に改善を図らなければならない。

特に、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも大切である。子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところであり、地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要である。

## 1「食の外部化等食の多様化」

近年、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」<sup>なかじゆく</sup>の提供や市場の開拓が進んでいる。こういった動向を総称して「食の外部化」という。また、中食を利用することなどによって家庭における調理や後片づけの手間と時間を減少させるような傾向も「食の多様化」の現象に含まれる。

食料消費支出に占める外部化率の推移

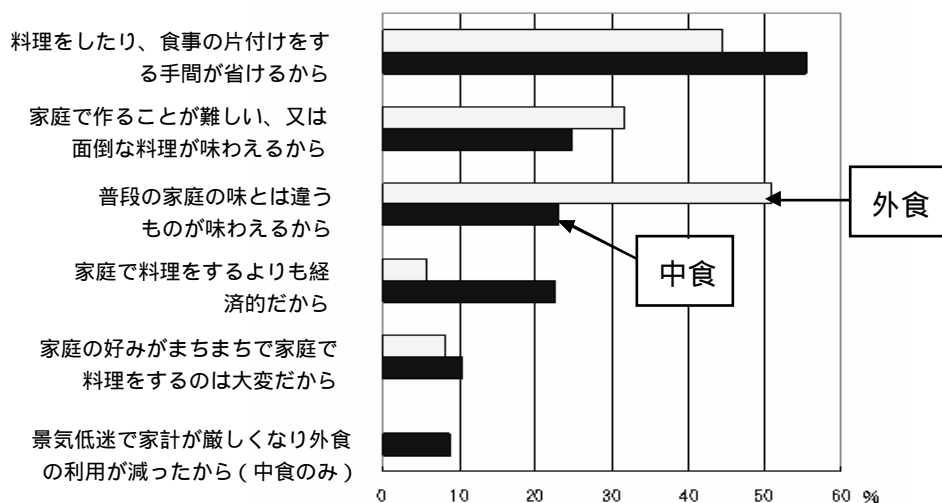


注: 外食率: 食料消費支出に占める外食の割合、食の外部化率: 外食率に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

資料: 内閣府「国民経済計算報告」、(財)外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」、日本たばこ産業(株)資料を基に農林水産省で試算

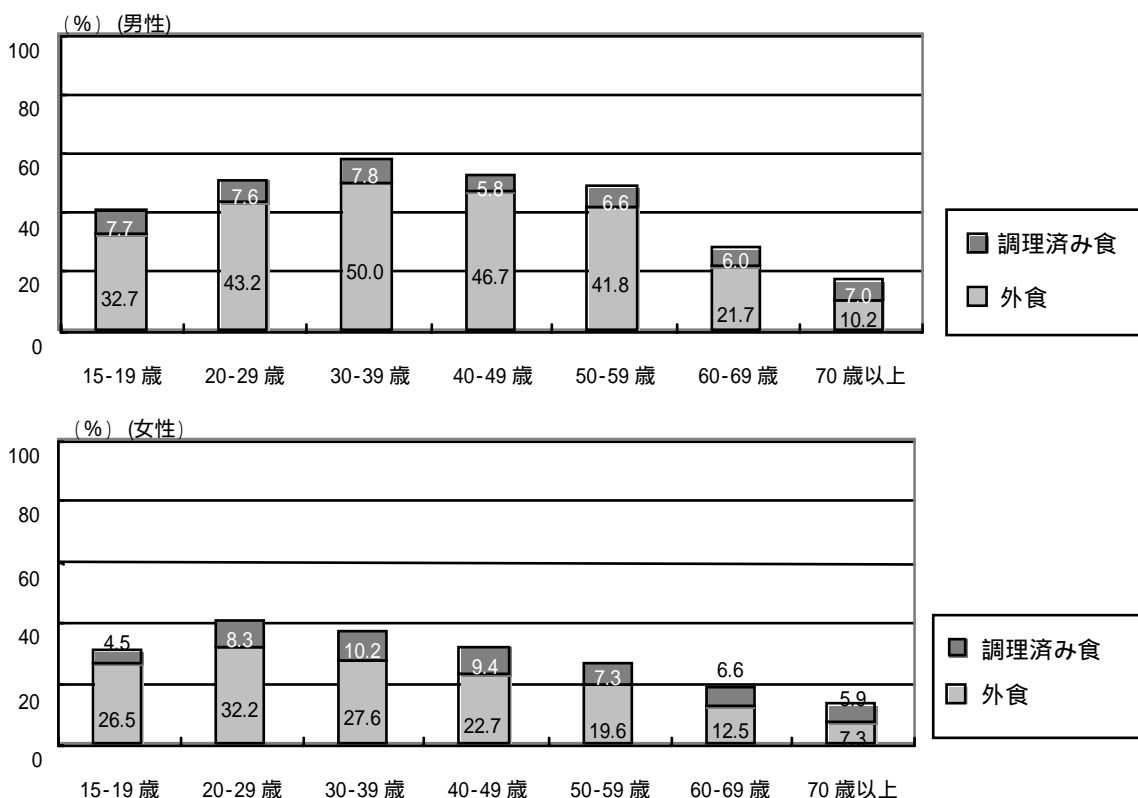


○中食・外食の利用頻度が増えた理由



注: 全人口の年齢構成比に応じて無作為に抽出した1,250人を対象とする調査で、複数回答(2項目まで選択)の調査結果  
 資料: 農林漁業金融公庫「中食や外食の利用に関するアンケート調査」(平成15年6~7月調査)

### 昼食における外食の利用状況



資料: 厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成15年)

### 2「健全な食生活が失われつつある」について

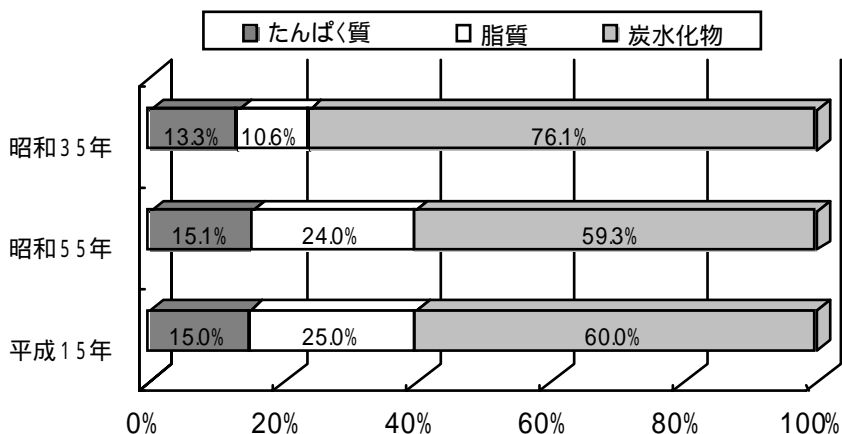
近年、法の前文で指摘されている、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、生活習慣病の増加、過度の痩身志向、「食」の安全上の問題、「食」の海外への依存、といった食をめぐる諸問題が顕在化しつつある現

状を総括したものである。

### 3「脂質の過剰摂取」について

脂質のエネルギー比率は、昭和20年代以降30年余りで3倍近くの急激な増加を示している。

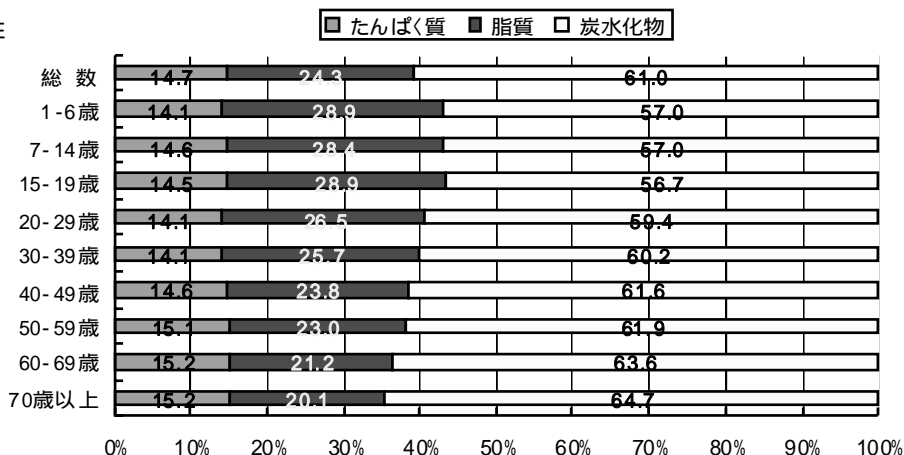
エネルギーの栄養素別摂取構成比の年次推移



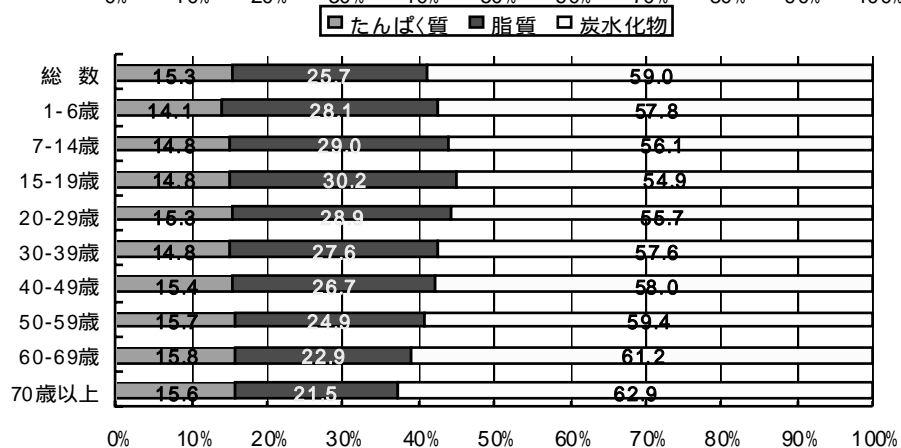
資料：厚生労働省「国民栄養調査」(昭和35、55年)、「国民健康・栄養調査」(平成15年)

エネルギーの栄養素別摂取構成比(平成15年、性・年齢階級別)

男性



女性



注：「日本人の食事摂取基準(2005年版)」における脂肪エネルギー比率の目標量は、1～29歳 20～30%、30～69歳 20～25%であ

る。

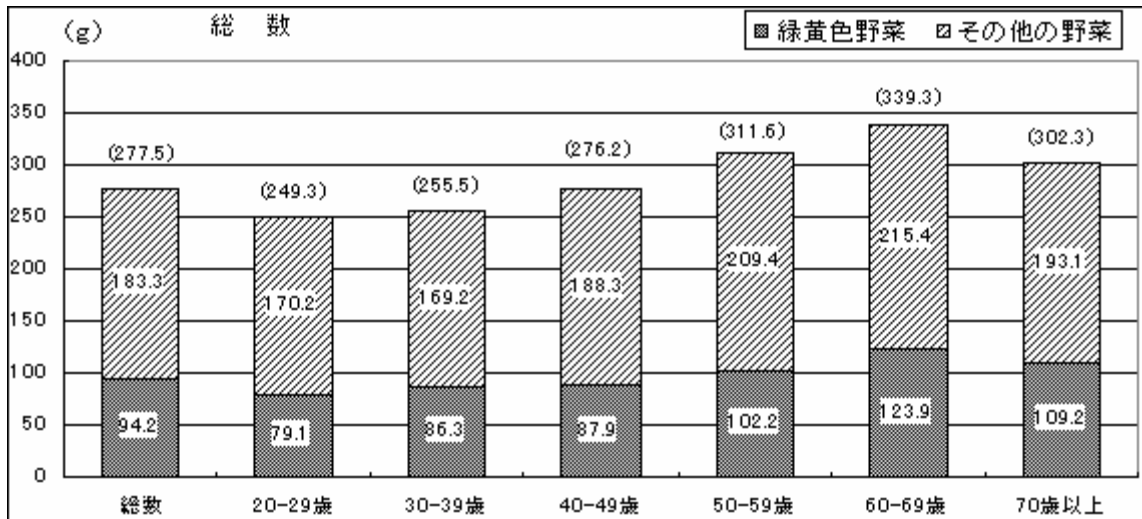
資料:厚生労働省「国民栄養調査」(昭和35、55年)、「国民健康・栄養調査」(平成15年)

#### 4「野菜の摂取不足」について

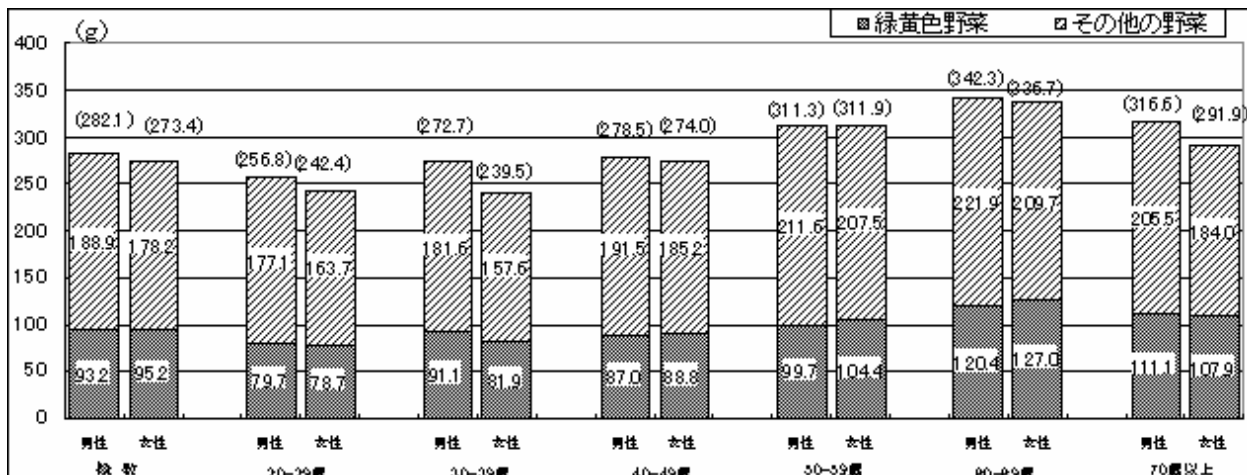
野菜の摂取量は年齢が高いほど摂取量が多い傾向にあるが、最も多い年代 60 歳代においても、目標とする野菜摂取量成人 350g以上に達していない。

##### 野菜摂取量

(総数)



(性・年齢階級別)



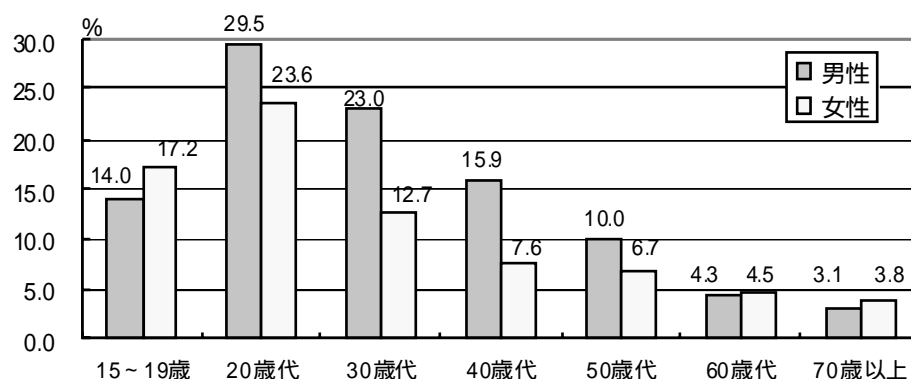
注: ( )内は、「緑黄色野菜」と「その他の野菜」摂取量の合計。なお、数値は四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

資料:「平成15年国民健康・栄養調査」

#### 5「朝食の欠食」について

朝食の欠食率については、男女ともに 20 歳代が最も高く、次いで男性は 30 歳代、女性は 15～19 歳代が高く年次推移も増加傾向にある。子どもについても、朝食の欠食は増加傾向である。朝食の欠食は、1回の食事の摂取量が多くなり、過食につながる可能性もあることから、肥満や生活習慣病の発症を助長すること、午前中のエネルギー供給が不十分となり体調が悪くなることなど問題点が多く指摘されている。

## 朝食の欠食率



資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成15年)

注:「欠食」とは、調査日において「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した場合をいう。

## 児童生徒の朝食の欠食(平成7年度 平成12年度)

小学生(5年生)	13.3%	15.6%
中学生(2年生)	18.9%	19.9%
(欠食の主な理由 「時間がないから」46.9%、「食欲がないから」33.7%)		

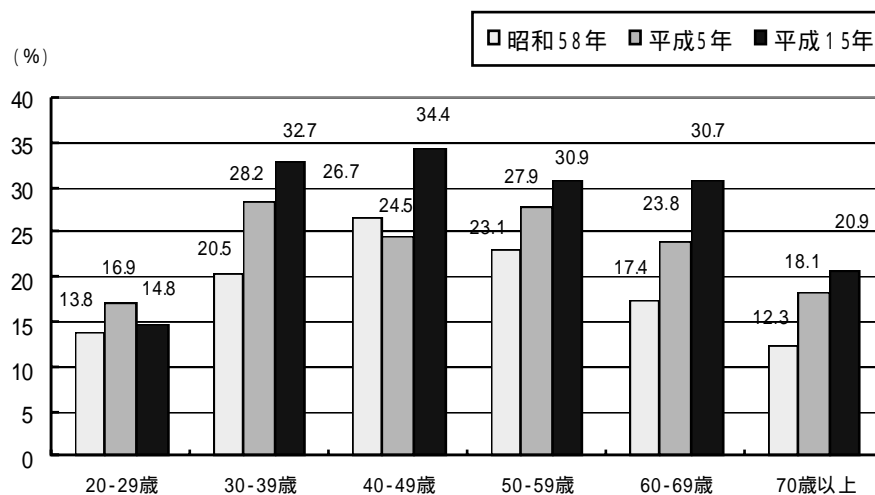
注:「欠食」とは朝食について、「1週間に2～3日食べないことがある」、「1週間に4～5日食べないことがある」、「ほとんど食べない」と回答した場合をいう。

資料:独立行政法人日本スポーツ振興センター「児童生徒の食生活等実態調査」

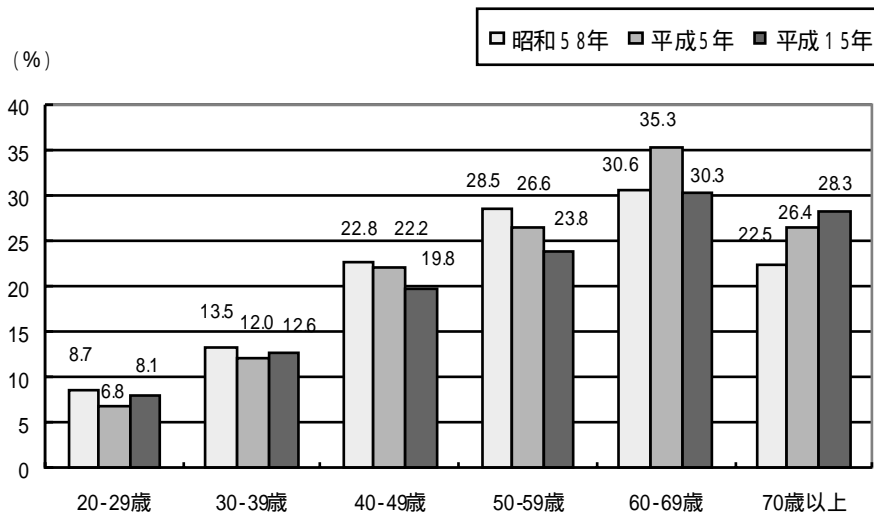
## 6「肥満や生活習慣病の増加」について

30～60歳代男性の約3割に肥満がみられ、20歳代を除いた全年齢層においても肥満が増えている。女性では70歳以上で肥満の増加がみられる。糖尿病については、「強く疑われる人」、「可能性が否定できない人」を合わせると1,620万人(全人口の13%)にのぼっており、増加傾向にある。我が国は、WHO加盟国192カ国中、平均寿命、健康寿命ともに世界第1位で、その差は、男性で6.1歳、女性で7.5歳となっている。平成15年度の国民医療費は31.5兆円となっており、国民所得に対する割合も8.55%となっており、医療費が社会コストの負担となっている中、健康寿命をいかに延ばしていくかが課題となっている。

## 肥満の状況(男性) (BMI 25以上)



### 肥満の状況(女性) (BMI 25以上)



注: 肥満度の判定: BMI(Body Mass Index)を用いて判定、BMIは「体重kg/(身長m)<sup>2</sup>」により算定  
 やせ(低体重): BMI < 18.5 正常: 18.5 BMI < 25 肥満: BMI ≥ 25

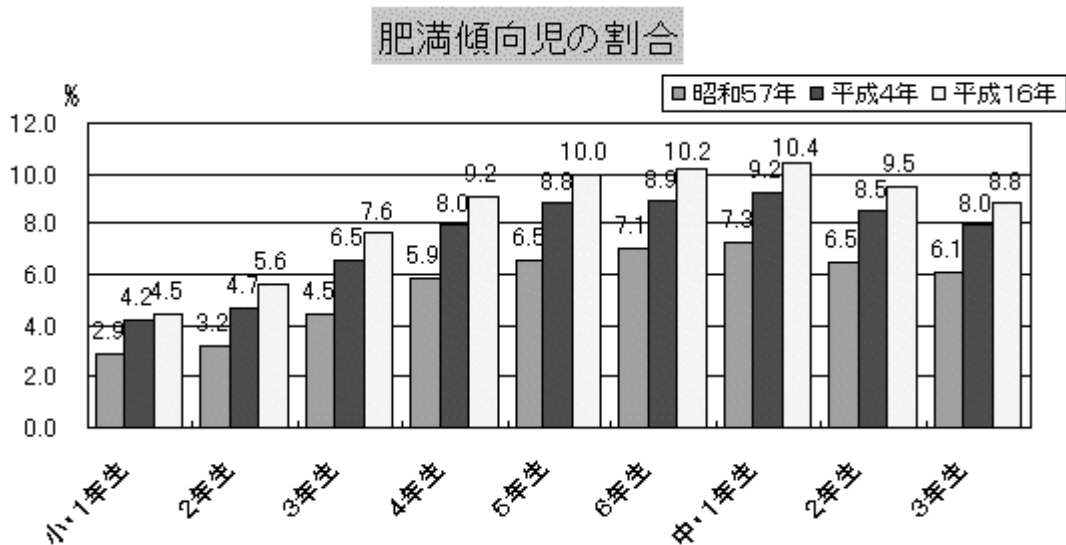
資料: 厚生労働省「国民栄養調査」(昭和58年・平成5年)、「国民健康・栄養調査」(平成15年)

### 糖尿病有病者の推移(推計値)

	万人		
	糖尿病が強く疑われる人(糖尿病患者を含む)	糖尿病の可能性が否定できない人	合計
平成9年	690	680	1370
平成14年	740	880	1620

料: 厚生労働省「糖尿病実態調査」(平成14年)

### 肥満傾向児の割合



注: 肥満傾向児とは、性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上のものをいう。

資料: 文部科学省「学校保健統計調査」

平均寿命の上位5カ国

	男性	平均寿命
1	日本	79.0
2	サンマリノ	79.0
3	モナコ	79.0
4	オーストラリア	78.0
5	カナダ	78.0

	女性	平均寿命
1	日本	86.0
2	モナコ	85.0
3	サンマリノ	84.0
4	イタリア	84.0
5	アイスランド	83.0

資料: WHO「the World Health Statistics 2006」

健康寿命の上位5カ国

	男性	健康寿命
1	日本	72.3
2	アイスランド	72.1
3	スウェーデン	71.9
4	スイス	71.1
5	オーストラリア	70.9

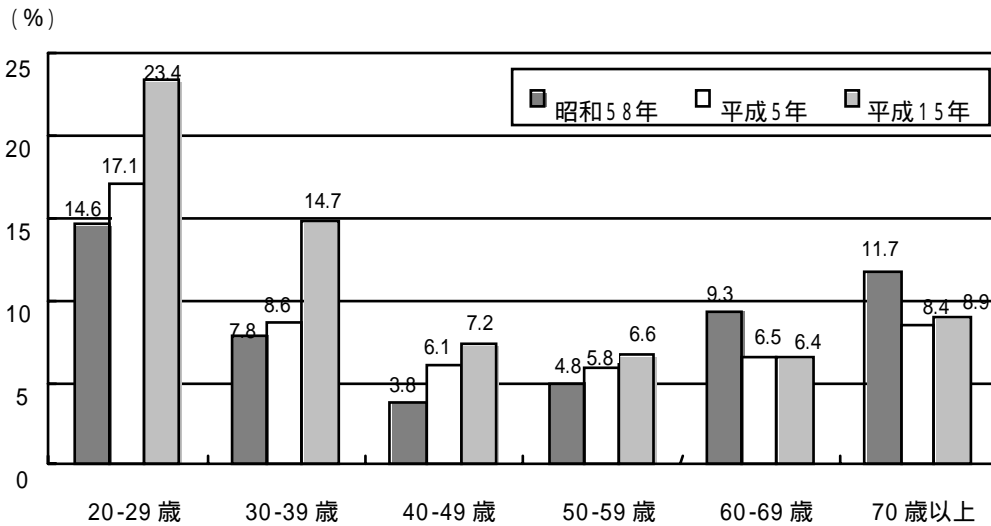
	女性	健康寿命
1	日本	77.7
2	サンマリノ	75.9
3	スペイン	75.3
4	スイス	75.3
5	モナコ	75.2

資料: WHO「the World Health Statistics 2006」

7「過度の痩身」について

20歳代女性の約4人に1人がやせており、若い女性で20年前と比較してやせている人が増えている。骨の形成が10代後半にほぼ完成することから、将来の骨粗しょう症の予防も含め、骨づくりに重要な時期である子どもの頃からの健全な食生活が必要となっている。

やせ(低体重)の状況(女性)(BMI 18.5未満)



資料: 厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成15年)

男女別・年齢階層別にみた栄養素等の摂取状況(平均値)

年齢(歳)	エネルギー摂取量(Kcal)		カルシウム摂取量(mg)		鉄摂取量(mg)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
7~14歳	2,148	1,877	744	650	11.3	6.9
15~19歳	2,533	1,878	642	518	9.4	7.3
20~29歳	2,200	1,683	479	457	8.1	7.0
30~39歳	2,239	1,708	477	465	8.1	7.3
40~49歳	2,213	1,793	487	497	8.4	8.9
50~59歳	2,249	1,803	548	551	9.1	8.7
60~69歳	2,201	1,795	600	604	9.9	9.3
70歳以上	1,975	1,602	580	534	9.1	8.1

資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成15年)

骨粗しょう症の患者数の推移

	患者数			参考(65歳人口)
	総数	女性		
		全体	(うち65歳以上)	
平成14年	44万7千人(12.6%)	42万2千人(13.4%)	35万9千人(16.6%)	2,363万人(11.6%)
平成11年	39万7千人	37万2千人	30万8千人	2,118万人

注:平成14年の( )内は、平成11年からの増加率

資料:厚生労働省「患者調査」、総務省「人口推計」

急速な増加を続ける高齢者が生き生きと生活していく上でも、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活を心掛ける必要がある。

近年、生活時間の多様化等ともあまって、家族や友人等と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあるが、心豊かに生活していく上で、できるだけこのような機会を持つよう心掛けることも大切である。

一方、食そのものや食を取り巻く環境の観点からみると、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生によってその安全性に対する国民の関心が高まっており、食品の安全性の確保と国民の理解の増進を図る必要がある。

また、我が国の食料自給率は世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存しているが、世界的な人口の増加、水資源の枯渇や農地の砂漠化、地球環境問題による気候変動の懸念等安定的な食料供給への不安要因の拡大を考えると、食料自給率の向上を図っていく必要がある。

さらに、国民の生活水準が向上していく中で、人々は多様な食生活を楽しむことが可能となったが、その一方で、古くから我が国各地で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあり、地域の気候風土等と結びついた、米を中心とした多様な副食からなる「日本型食生活」等健全で豊かな食生活の実践、個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、伝統ある優れた食文化の継承を図っていくことが重要である。

8「急速な増加を続ける高齢者」について

我が国における高齢者(65歳以上)の割合は、昭和60年には1246万人と10人に1人を超え、平成17年には2560万人と5人に1人を超えている。今後、平成27年には3277万人と4人に1人を超えると予想されている。また、健康状態を示す包括的指標である「平均寿命」についてみると、昭和59年から世界一の水準を示している。一方、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活を心がけることが必要である。(健康日本21等)

## 高齢者人口(65歳以上)の推移

年	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
人口(千人)	4,155	4,786	5,398	6,236	7,393	8,865	10,647	12,468	14,895	18,261	22,005	25,600
高齢化率(%)	4.9	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.0

注: 高齢化率: 総人口に占める高齢者人口の割合

資料: 内閣府「平成18年版 高齢社会白書」

## 9「生活時間の多様化等」について

国民が多様なライフスタイルや勤務形態等を選択した結果、同じ家庭内であっても個人個人の生活時間が大きく異なりつつあることや、核家族化の進行等によって世帯規模が縮小しつつあることなどの状況を総括したもの。

### 仕事時間量の分布(平日 有職者)

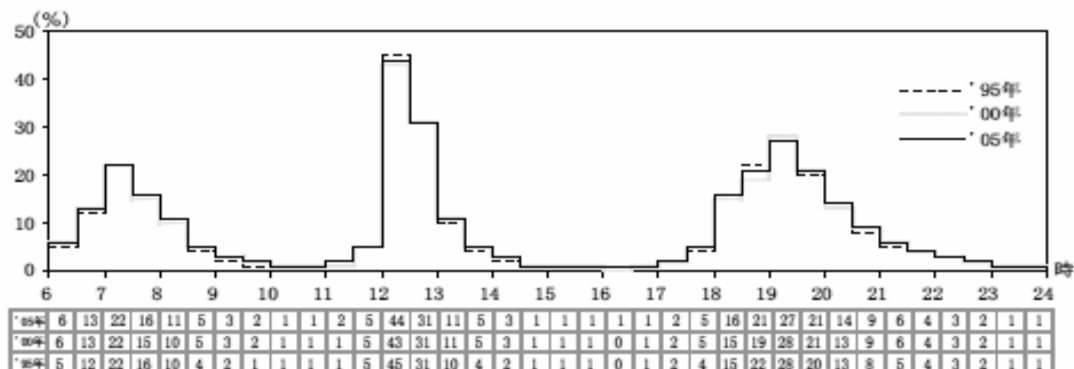
単位%

	0時間	4時間以下	4~6時間	6~8時間	8時間~10時間	10時間以上
1995年	10	8	9	27	29	17
2005年	11	8	9	22	29	22

資料: NHK放送文化研究所「2005年国民生活時間調査報告書」

### 食事の30分ごとの平均行為者率(平日・国民全体)

食事をしている率を平日の時刻別にみると、朝・昼・夜のはっきりしたピークがあり、特に昼食は午後0時台に集中している。一方、朝食は午前7時台前半、夕食は午後7時台前半がピークだが、昼食に比べ時間帯に幅があり、各人の生活に応じて朝・夕食の時刻は異なっている。



資料: NHK放送文化研究所「2005年国民生活時間調査報告書」

### 1 世帯当たり人員の推移

年次	1世帯当たり人員
昭和50年	3.32
55年	3.25
60年	3.17
平成2年	3.01
7年	2.85
12年	2.70
17年	2.58

資料: 総務省「平成17年国勢調査」

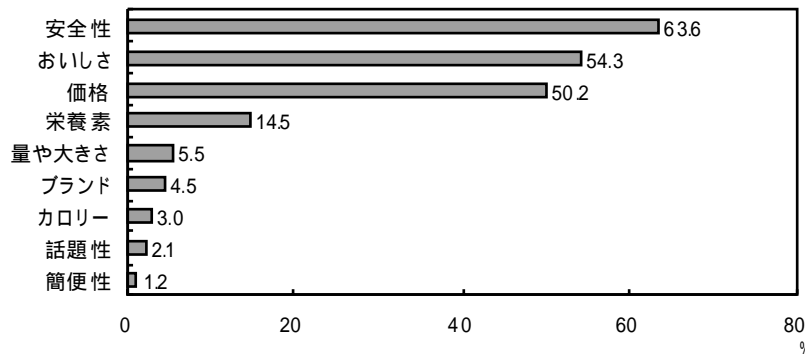
## 10「食品の安全性に関わる国内外の事案の発生」について

近年、牛海綿状脳症(BSE)の発生、国内での無登録農薬の流通及び使用などの問題が発生している。このよう



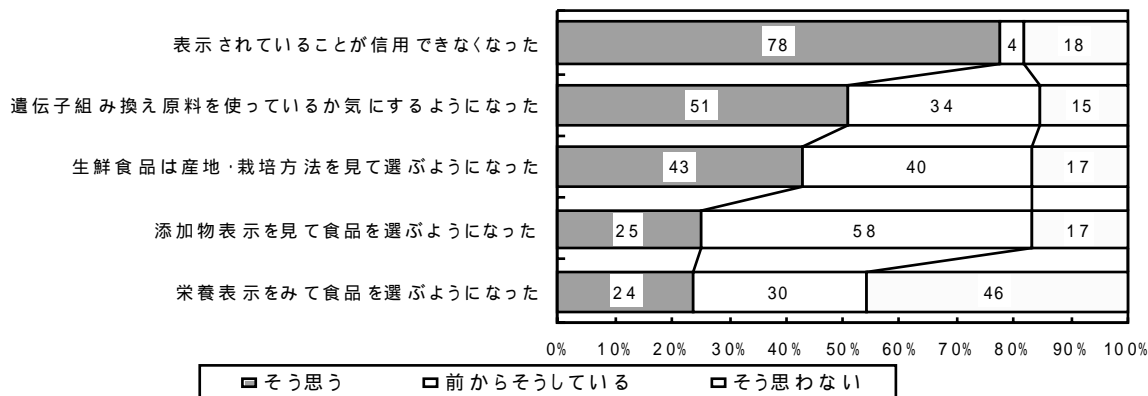
な中で、消費者は食品購入時に安全性に最も関心を示している。また、近年、食品の不正表示問題の発覚などがあり、消費者の食品表示に関する意識の変化が見られている。

### 食品購入時における消費者の意識・関心



資料：農林漁業金融公庫「平成 14 年度第 1 回消費者動向等に関する調査(食品表示に関するアンケート調査)」(平成 14 年 6～7 月調査)

### 食品表示に関する意識の変化



資料：内閣府「食品表示に関する消費者の意識調査」(平成 14 年度消費者の意識調査)

### 近年の食品の安全性に関する主な出来事

#### 【国内】

発生年月	内 容
平成 8 年 5 月	岡山県及び大阪府において O157 食中毒が発生。
12 年 6 月	大手乳業メーカー製低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生。
13 年 9 月	国内で初めての牛海綿状脳症 (BSE) の牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
14 年 8 月	無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32 都県で農産物を回収・廃棄。

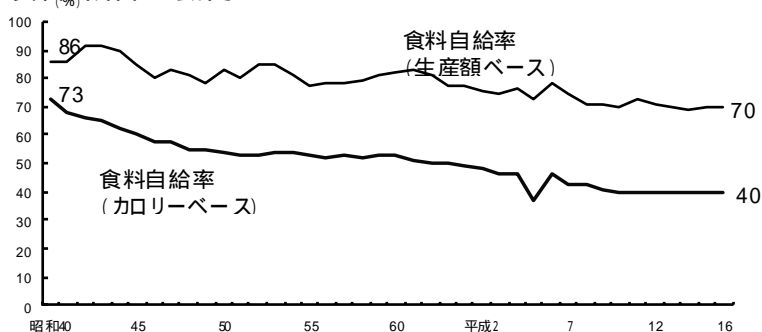
#### 【海外】

発生年月	内 容
平成 11 年 5 月	ベルギー油脂会社から供給された飼料原料用油脂にダイオキシンが混入し、ベルギー産鶏肉、鶏卵の需要に影響。
12 年 2 月	スイスに輸出された米国産牛肉から発ガン性ホルモンが検出。
12 年末～	ヨーロッパで BSE の感染拡大。EU 域内においても牛肉需要等に大きな影響。
13 年 12 月	中国産冷凍ホウレンソウの 1 割弱が残留農薬基準値 (クロルピリホス等) を超過する事実が判明。
14 年 1 月	中国産養殖エビから未認可の抗生物質が検出され、EU は食肉、海産物等を輸入禁止。
15 年 5 月	カナダにおいて BSE が発生。
12 月	米国において BSE が発生。

### 11「我が国の食料自給率」について

我が国のカロリーベースの食料自給率は、近年は 40%で推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。また、主要先進国の中で最低の水準となっている。

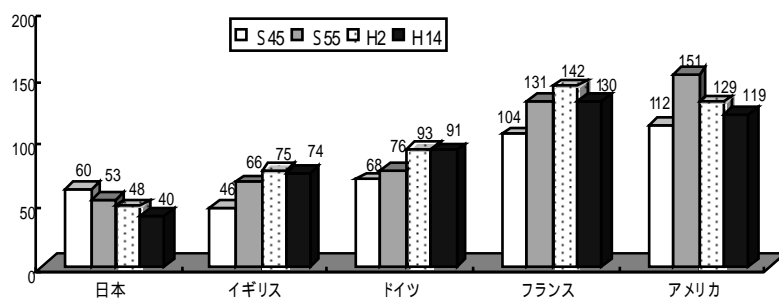
食料自給率の動向



資料: 農林水産省「食料需給表」(平成16年度)

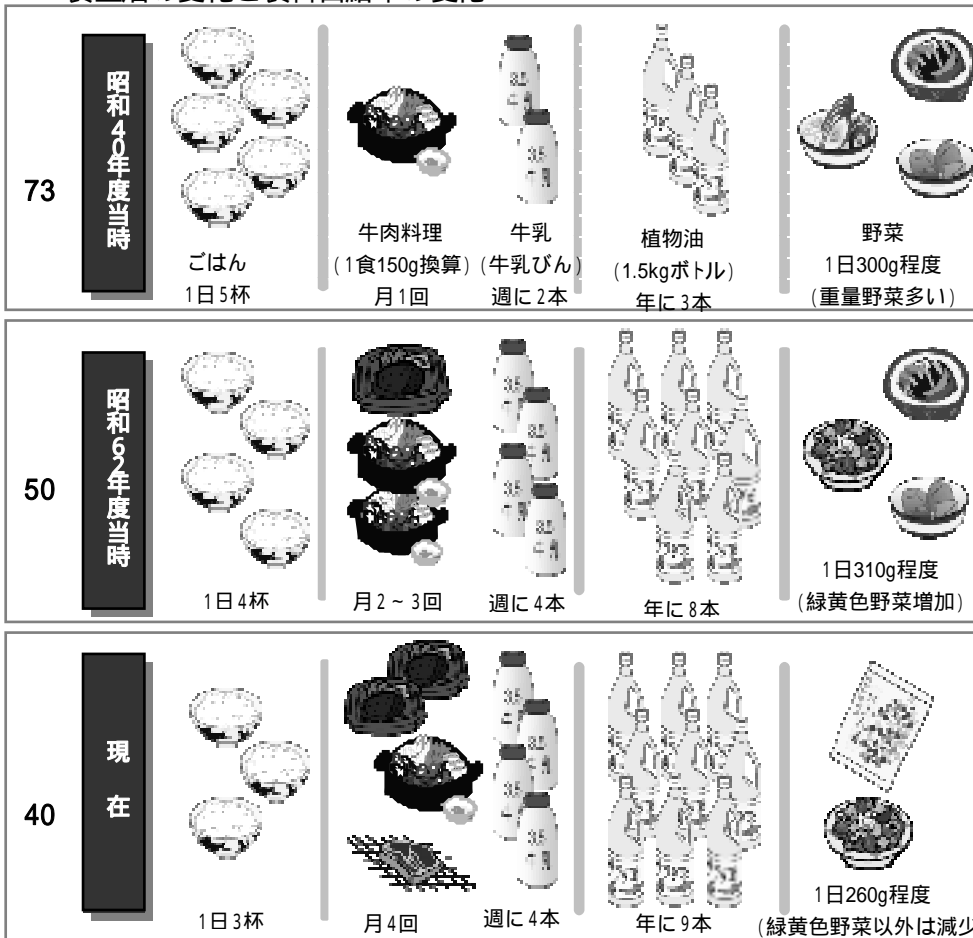
主要先進国の食料自給率(カロリーベース)

%



注: 各国で食料自給率(カロリーベース)について公表されているものがないことから、FAOのデータを基に農林水産省で試算。  
資料: 農林水産省「食料需給表」(平成16年度)

## 食生活の変化と食料自給率の変化



カロリーベースの食料自給率

資料: 農林水産省「食料需給表」(平成16年度)を基に農林水産省で試算

## 12「世界的な人口の増加」について

世界人口は、1950年には約25億人であったが、2000年には約60億人となっている。2050年には90億人を超えると推計されている。

### 世界人口の推移と推計

(100万人)

年次	人口	年次	人口	年次	人口
1950	2,519	1985	4,844	2020	7,578
1955	2,757	1990	5,280	2025	7,905
1960	3,024	1995	5,692	2030	8,199
1965	3,338	2000	6,086	2035	8,463
1970	3,697	2005	6,465	2040	8,701
1975	4,074	2010	6,843	2045	8,907
1980	4,442	2015	7,219	2050	9,076

United Nations, World Population Prospects: The 2004 Revision(中位推計)による。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2005年版)」

## 13「水資源の枯渇」について

今後、世界の人口が増え続け、食料に対する需要も増すと推測される中、農業用水の使用量についても増加する

ことが見込まれており、2025年の年間水使用量は1995年時点に比べ約1,300km<sup>3</sup>の増となり、わが国の年間水使用量の約15倍に匹敵するこの膨大な水量は、新たな水資源の開発により賄われなければならないことになる。しかし、良好なダムサイト等の開発適地の多くで既に開発が行われてきた状況を踏まえると、新たな水源開発は、一般に、経済的効率性の低下のみならず、生態系等の環境への影響が甚大となるなど、ますます困難なものとなっていくと予想される。（「世界の水資源とわが国の農業用水企画小委員会報告」（平成15年2月）より）

#### 14「食料自給率の向上」について

平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、平成27年度までに食料自給率を供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%にするとの目標を設定している。

##### 2. これまでの取組と今後の展開

我が国の食をめぐる現状が危機的とも言うべき状況に至った背景には様々な要因があるが、戦後、我が国の社会経済構造等が大きく変化していく中であって、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が急激に変わってきたことが大きな要因の一つと考えられる。そして、このような過程において、国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が薄れ、このままでは健全な食生活の実現は困難とも言える状態にまで至っている。

このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である。食育という考え方自体は、明治時代において既に存在していたものであり、決して新しい概念ではない。しかしながら、このような状況にある今こそ、知育、徳育及び体育の基礎として食育を位置づけ、これに国民運動として取り組み、男女を問わず国民一人一人が自ら健全な食生活を実践することができるよう、男女共同参画の視点も踏まえて暮らしの構造改革の一環として日本人の食の再構築を推進していかなければならない。

もとより、食生活のあり方は、個人の価値観や考え方に負うところが大きく、その自由な判断と選択に委ねられるべきである。にもかかわらず、国を挙げて食育に取り組まなければならない現状があり、これを看過することなく、食育を国民一人一人に浸透させていくことに最大限の努力を傾注していくことが求められている。この場合において、国民の自発的意思に基づいて健全な食生活が実践されることが基本であり、国民の多様なライフスタイルや価値観等が尊重されるとともに、食育が何らかの強制を伴うものではないことが重要である。

#### 15「食育」の語源

「食育」という言葉は、我が国では明治時代以降、体育や知育とならぶものとして用いられてきた。出版物では、1898年には陸軍薬剤監であった石塚左玄が、「通俗食物養生法」の中で「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき。」と、1903年には報知新聞編集長であった村井弦斎が、連載していた人気小説「食道楽」の中で「小児には徳育よりも、智育よりも、体育よりも、食育が先き。体育、徳育の根元も食育にある。」と、「食育」について記述している。

#### 16「男女共同参画の視点」の趣旨

食生活は女性の問題であるといった旧来の考え方を改め、男性も女性も同様に食育に参加することを狙いとしている。

（参考）

「男女共同参画社会」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。（男女共同参画社会基本法第2条）

#### 17「暮らしの構造改革」について

「暮らしの構造改革」とは、第156回国会における総理の所信表明演説で用いられている表現である。

(暮らしの構造改革)

昭和30年代には洗濯機、冷蔵庫、白黒テレビ、40年代にはカー、クーラー、カラーテレビが、新しい生活を象徴する三種の神器と言われました。欲しいものがないと言われる現在でも、カメラ付携帯電話や薄型テレビ、食器洗い機など、新しい時代をとらえた商品の売行きは伸びています。自由な時間を自分を磨くためやボランティア活動に使う人は、着実に増えています。暮らしの質を高めたいという国民の意欲は、今でも健在です。

暮らしの構造改革を進め、国民が安心して将来を設計することのできる社会を構築してまいります。

新たな職業分野への進出など、女性の挑戦を支援し、先進諸国に遜色のない男女共同参画社会の形成を進めます。

子育てと仕事の両立を支援するため、平成16年度までに更に10万人の受入れ児童の増加を目指し、待機児童ゼロ作戦を引き続き推進します。小学生の ための放課後児童クラブや、子育て中の親が集まって相談や情報交換ができる場を整備します。少子化の流れを変えるため、家庭・地域・企業が一体となって子 育てを支援するための法案を提出します。

年金制度については、平成16年度に行う改革の検討に向けて、昨年、方向性と論点を取りまとめました。医療制度については、国民皆保険を守り、将来 にわたり良質で効率的な医療を国民が享受できるよう、先般、大幅な改革を行いました。持続可能な社会保障制度を構築するため、給付と負担の在り方について 正面から取り上げ、国民的な開かれた議論のもとに、改革を継続してまいります。

我が国の高速インターネットの利用料金は、3年間で月額8,000円から2,500円に下がり、今や、世界で最も低い水準にあります。高速インターネットや携帯電話の普及により、さまざまな情報提供や、遠隔医療・教育など、暮らしに密着したサービスが現れ、IT革命は国民生活に著実に浸透しつつあります。利用者の視点を重視した新IT戦略を策定し、2005年に世界最先端のIT国家を実現します。行政手続を1つの窓口で済ませることができる、身近で 便利な電子政府・電子自治体や、家庭のIT基盤となる放送のデジタル化を推進します。

IT社会の基盤となる法制として、個人情報保護関連法案を、修正の上、再提出し、成立を期します。

原子力発電の安全確保に全力を挙げて取り組み、信頼回復に努めます。また、エネルギー安定供給の確保に的確に対応してまいります。

食品安全基本法を制定するとともに、安全性を科学的に評価する食品安全委員会を新設するなど、緊急事態に対処する体制を整備し、食の安全確保に万全を期してまいります。

農業・農村の改革を加速するため、米政策の改革と農業経営の規模拡大や法人化を推進し、意欲と能力のある経営体を集中的に後押しします。自然に恵まれた農山漁村と都市との交流を進めます。

凶悪な事件が多発し、国民の多くが治安の悪化に不安を抱いている状況を改善し、世界一安全な国の復活を目指します。不法滞在の外国人による組織的犯罪やハイテク犯罪などへの対策を強化します。大規模地震等への消防防災対策を強力に推進するとともに、被災者への支援や災害復旧復興対策に万全を期します。

昨年の交通事故による死者数は、過去最悪だった昭和45年の約1万7,000人から半減しました。今後10年間で交通事故死者を更に半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国とすることを目指します。

弱い立場にある人権侵害の被害者を実効的に救済する、新たな人権救済制度を整備します。

建築物や交通機関のみならず、制度や意識も含めて社会のバリアフリー化を促進し、年齢や障害の有無にかかわらず、国民が安心して生活できる社会を築いてまいります。

## 18「社会経済構造等が大きく変化」

「社会経済構造等」には、産業面、人口面、労働面、社会制度面、インフラ面、国際活動面等様々な切り口があるが例えば以下のものが挙げられる。

人口構造の変化についてみると、高齢人口(65歳以上)割合は戦後一貫して上昇し、1997年には戦後低下を続ける年少人口(15歳未満)割合と逆転した。生産年齢(15歳以上~65歳未満)人口割合は1992年にピークをつけその後低下している。こういった中15歳以上人口である労働力人口割合においても1998年にピークをつけその後低下している。この方向性が今後も続くと仮定した場合、高齢化、少子化の結果、人口減少は確実に避けられず我が国の経済社会の先行きが心配されるところである。産業構造の変化をみると、第1次産業の就業者割合が1950年に48.5%となった以降は大幅な農業の就業者割合の低下によって2000年においては5.0%にまで低下し、第2次産業の就業者割合は1970年の34.0%まで割合が高まった以降、製造業の割合の低下とともに全体としても緩やかに低下している。第3次産業の就業者割合はサービス業の就業者数が1970年以降大幅に増加することで上昇し続けている。1990年代の産業別就業構造の変化をみてみると、就業者数は1990年代後半はほぼ横ばいとなっている。(厚生労働省「平成17年版労働経済の分析」より)

また、我が国の世帯構造は、「単独世帯」が増加しており、将来もこの傾向が継続する見込みである。「単独世帯」については、65歳以上の高齢者の世帯が急激に増加している。さらに、女性の就労意欲の向上を背景に、女性の雇用

者は増加傾向である。

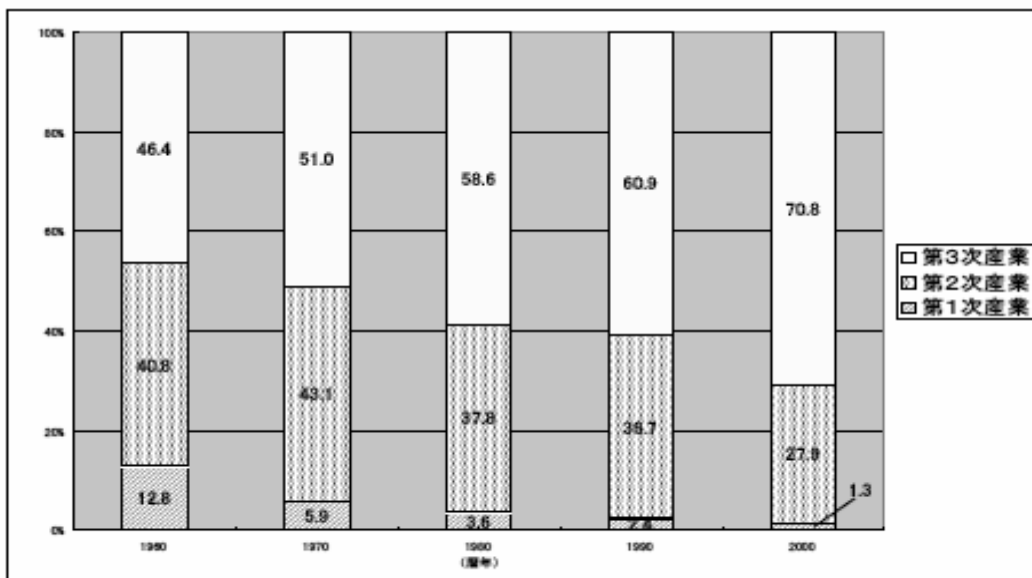
### 産業別就業者数

(千人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和40年	11,857	15,115	20,969
昭和50年	7,347	18,106	27,521
昭和60年	5,412	19,334	33,444
平成2年	4,391	20,548	36,421
平成12年	3,173	18,571	40,485

資料：総務省「国勢調査」

### 日本におけるGDP(名目)の産業別構成比



(注1)構成比が合計で100%となるよう、輸入税及び統計上の不整合の各項目は考慮せずに算出。  
 (注2)第1次産業は農林水産業、第2次産業は鉱業、製造業及び建設業、第3次産業は第1次及び第2次以外の産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者で構成。  
 (資料)国民経済計算報告書(内閣府)(2000年は平成14年国民経済計算年報(内閣府)より作成)

資料：財務省「産業空洞化」と関税政策に関する研究会」

### 「単独世帯」の増加

・単独世帯の増加	711万世帯	1,291万世帯	1,666万世帯
	(1980年)	(2000年)	(2020年)
・65歳以上の単独世帯数	88万世帯	303万世帯	635万世帯
	(1980年)	(2000年)	(2020年)
<参考>全世帯	3,582万世帯	4,678万世帯	5,027万世帯
	(1980年)	(2000年)	(2020年)

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成15年10月推計)

### 女性雇用者の増加

(万人)

	平成2年	平成7年	平成12年
全就業者数(女性)(A)	2,536	2,614(3.1%)	2,629(0.6%)
うち雇用者(B)	1,834	2,048(11.7%)	2,140(4.5%)

(B)/(A)(%)	72.3	78.3	81.4
------------	------	------	------

資料：総務省「労働力調査」

注：1. 平成7年の( )内は、平成2年からの増加率、平成12年の( )内は、平成7年からの増加率

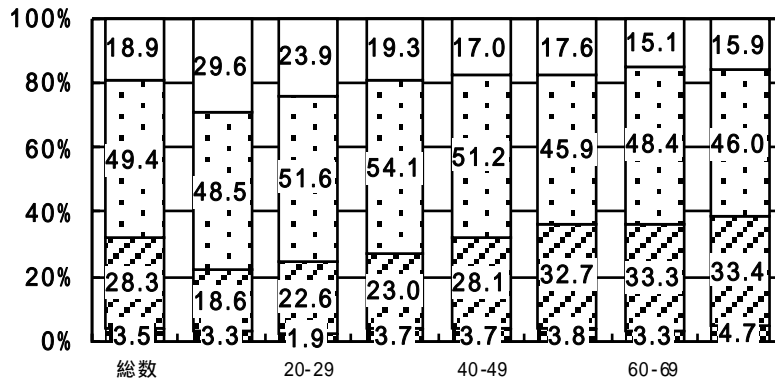
2. 雇用者とは、会社、団体、官公庁等に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員である者

### 19「国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が薄れ」

適切な食事摂取のために必要な知識・技術の有無について、男性では「あまりない」「まったくない」が約7割を占め、女性では約4割を占めている。

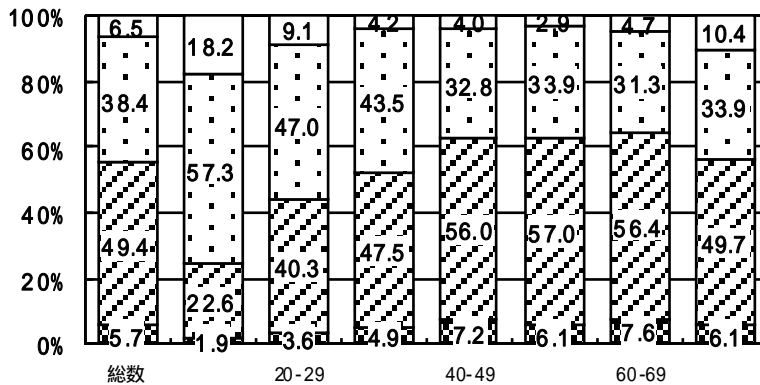
適切な食事摂取のために必要な知識・技術の有無

(男性)



□十分にある □まあまあある □あまりない □まったくない

(女性)



□十分にある □まあまあある □あまりない □まったくない

資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成11年)

このような問題意識の下、これまでも国、地方公共団体、民間団体等によって食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあると考えられるが、既に述べたような危機的な状況の解決につながる明確な道筋は未だ見えておらず、国はもとより地方公共団体においても国との連携を図りつつ自主的な施策を講じることが求められている。

国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、今こそ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない。このため、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17年7月、食育基本法(以下「基本法」という。)が施行された。

この食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に基づいて策定するものであり、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画(以下「推進計画」という。)の基本となるものである。

今後は、基本計画に基づき、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して食育を国民運動として強力に展開することにより、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととする。

## 20「地方公共団体においても国との連携を図りつつ自主的な施策を講じることが求められている」

根拠条文は、法第10条である。

## 21「この食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に基づいて策定するもの」

根拠条文は、法第16条である。

## 22「平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として」

我が国における食をめぐる危機的な状況を踏まえて、中期的に一定の成果を挙げるべく5年計画とした。なお、他の基本計画等の期間は次のとおりである。

少子化社会対策大綱	平成16～20年度(5年程度)
障害者基本計画	平成15～24年度(10年間)
交通安全基本計画	平成18～22年度(5年間)
消費者基本計画	平成17～21年度(5年間)
食料・農業・農村基本計画	平成17～27年(10年間)(おおむね5年毎に見直し)
健康増進計画(21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21))	平成12～22年度(10年間)

## 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

### 1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民が健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活が重要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることである。

しかしながら、近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題を引き起こしている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、その中でも食に関する様々な情報の氾濫や料理をする機会の減少等とあいまって、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力が低下していることが大きな要因の一つであると考えられる。

特に、我が国では、国内外から様々な種類の食材が供給されるとともに、食の外部化等が進展している。そのような中で、国民一人一人が健全な食生活を自ら実践できるだけの食に関する正確な知識や的確な判断力を主体的に身に付ける必要性が従来以上に高まっていると言える。

また、昨今、家族と暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」や家族一緒に食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられる。食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を持つように心掛けることも大切である。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることから、食育の推進に当たっては、より実践的なものとなるよう十分に配慮しつつ、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指して施策を講じるものとする。

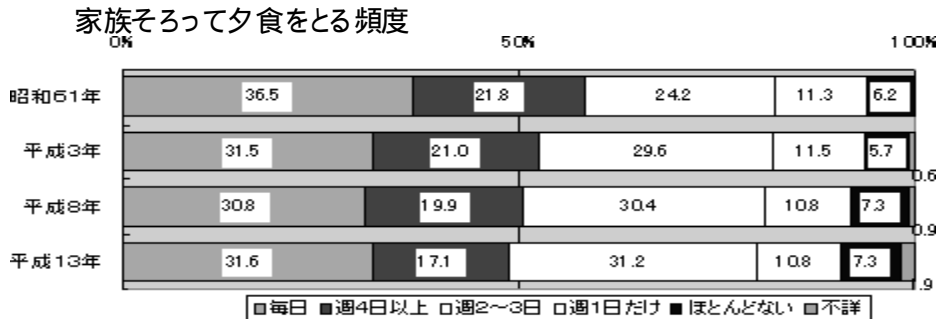
## 23根拠条文

本項目は、法第2条に基づく。



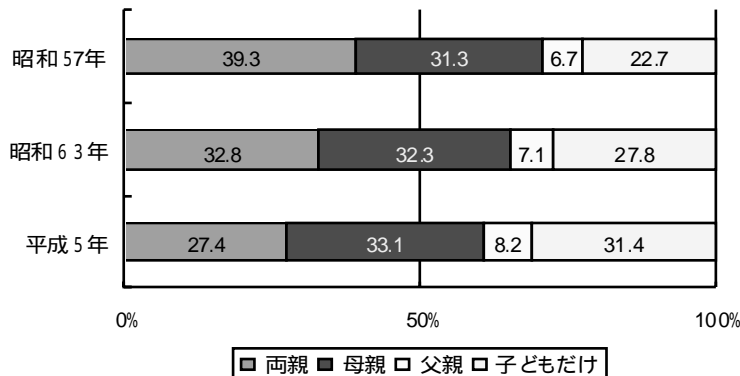
## 24「孤食」及び「個食」について

家族揃って夕食を食べる機会が減少している。また、子ども(未就学児から中学生)だけで食べる孤食が増加している。



資料:厚生労働省「児童環境調査」(平成13年)

## 子どもが朝食を食べている相手



資料:厚生労働省「国民栄養調査」(平成5年)

## 2. 食に関する感謝の念と理解

現在、世界中で8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、我が国では、日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、世界に通じる「もったいない」という物を大切にする精神が薄れがちである。

また、産業構造の変化や人口の都市集中、さらには食の外部化等が進んでいく中で、食料の生産や加工等の場面に直接触れることができる機会が減少し、いわば生産者と消費者との物理的、精神的な距離が拡大してきた。この結果、限られた国土や水資源といった自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっている。

食の大切さに対する国民の意識が薄れている大きな要因として、このような背景があると考えられることから、食育の推進に当たっては、心身の健康に直接関わる知識等を身に付けるだけではなく、様々な体験活動等を通じて自然に国民の食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じるものとする。

## 25根拠条文

本項目は、法第3条に基づく。

## 26「人口の都市集中」について

東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県、千葉県、北海道、兵庫県、福岡県の人口上位の9団体で、全国人口

の半分以上(51.83%)を占めている。また、そのシェアも年々拡大していく傾向にある。(総務省自治行政局市町村課「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成17年3月31日現在)」より)

### 人口の推移

地域	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
北海道	5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,424
埼玉県	2,430,871	3,014,983	3,866,472	4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,053,689
千葉県	2,306,010	2,701,770	3,366,624	4,149,147	4,735,424	5,148,163	5,555,429	5,797,782	5,926,285	6,056,159
東京都	9,683,802	10,869,244	11,408,071	11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,570,904
神奈川県	3,443,176	4,430,743	5,472,247	6,397,748	6,924,348	7,431,974	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,790,900
愛知県	4,206,313	4,798,653	5,386,163	5,923,569	6,221,638	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,432
大阪府	5,504,746	6,657,189	7,620,480	8,278,925	8,473,446	8,668,095	8,734,516	8,797,268	8,805,081	8,817,010
兵庫県	3,906,487	4,309,944	4,667,928	4,992,140	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574	5,590,381
福岡県	4,006,679	3,964,611	4,027,416	4,292,963	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,126
9団体計	40,527,290	45,918,937	50,999,688	55,867,592	58,667,959	61,073,193	63,081,558	64,269,793	65,516,082	66,810,025
その他地域計	53,774,333	53,290,200	53,665,483	56,072,051	58,392,437	59,975,730	60,529,609	61,300,453	61,409,761	60,946,790

資料: 総務省「国勢調査」

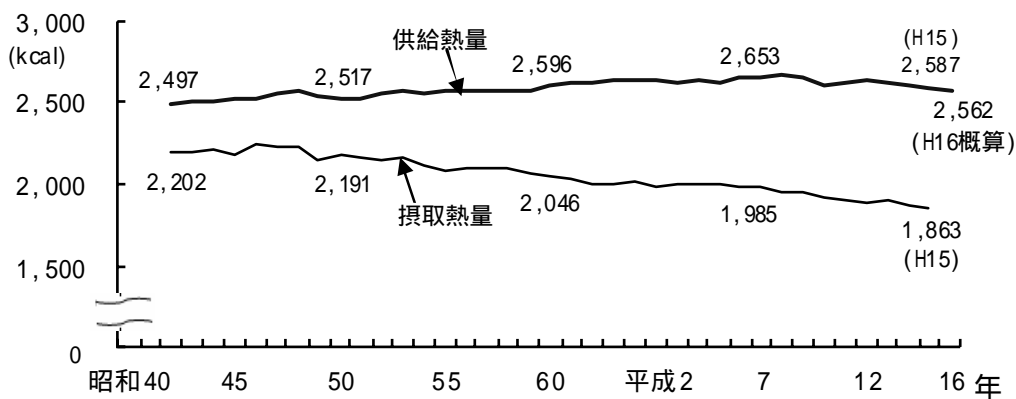
### 27「世界中で8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる」

現在、発展途上国においては約8億1,500万人が栄養不足であり、体制移行国においては約2,800万人、先進工業国では900万人が栄養不足の状態である。(WFP HPより)

### 28「食べ残しや食品の廃棄を大量に発生」

飽食ともいわれる中で、食べ残しや賞味期限切れなどに伴う廃棄等が食品産業、家庭で発生している。これを、国民一人当たり供給熱量と摂取熱量の差として捉えると、その差は拡大傾向で推移している。家庭での食べ残し・廃棄について、農林水産省の平成16年度調査によると食品ロス率は4.2%である。また、食品廃棄物のうち一般家庭から発生するものは約55%である。

供給熱量と摂取熱量の推移(1人1日当たり)



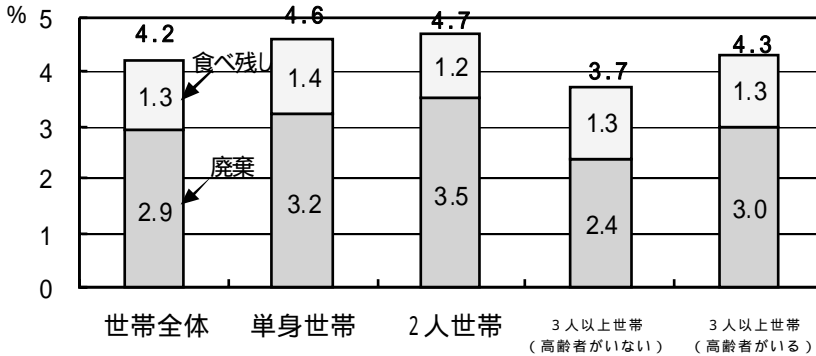
注: 1. 酒類を含まない。

2. 両熱量は、統計の調査方法及び熱量の算出方法が全く異なり、単純には比較できないため、両熱量の差はあくまで食べ残し・廃

棄の目安としての位置付け。

資料：供給熱量は農林水産省「食料需給表」、摂取熱量は厚生労働省「国民健康・栄養調査」

### 世帯における食品ロス率



資料：農林水産省「食品ロス統計調査」(平成16年度調査)

### 食品廃棄物の発生及び処理状況(平成14年度)

	発生量	処分量 (単位:万トン)				
		焼却・埋立 処分量	再生利用量			計
			肥料化	飼料化	その他	
一般廃棄物	1,706	1,560	—	—	—	146
うち家庭系	1,189	1,168	—	—	—	21
うち事業系	517	392	43	31	52	125
産業廃棄物	448	121	124	134	69	327
合計	2,154	1,681	—	—	—	473

注：「一般廃棄物」、「うち家庭系」の再生利用量については、内訳が不明なため「計」のみ記載

資料：環境省「日本の廃棄物処理」、「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」及び農林水産省「平成15年食品循環資源の再生利用等の実態調査」より農林水産省・環境省試算

### 3. 食育推進運動の展開

食育の推進が十分な成果を挙げるためには、国民一人一人が健全な食生活の実践に取り組むことが必要であるが、もとより個人の食生活は、その自由な判断と選択に委ねられるべきものであり、国民が自らの意思で食育に取り組むことが重要であることから、国民が自ら取り組み、国民が主役となった、国民的広がりを持つ運動として食育を推進していくことが必要である。

このため、食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解し、これに共感するとともに、国や地方公共団体のみならず関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、男女共同参画の視点も踏まえ、男性も参加して積極的に食育の推進がなされることが重要であり、このような観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、地域の特性に配慮し、多様な主体の参加と連携・協力で立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じるものとする。

### 29根拠条文

本項目は、法第4条に基づく。

### 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、子どもの食育が重要である。このため、家庭での健全な食習慣や学校での農林漁業体験をはじめ様々な機会や場所における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等に積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣等を含めた適切な生活習慣を形成させていくことが重要である。

また、大人と異なり子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることに

より、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることはもとより、食を大切に、これを楽しむ心や広い社会的視野を育てていく上でも大きな効果が期待できる。

しかしながら、朝食の欠食や、「孤食」や「個食」等も見受けられることから、社会全体で働き方の見直しを進めることに加え、父母その他の保護者や教育、保育等に携わる関係者の意識の向上を図り、家庭や教育、保育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相互の密接な連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組が積極的に推進されるよう施策を講じるものとする。

### 30根拠条文

本項目は、法第5条に基づく。

### 31「社会全体で働き方の見直しを進めること」

職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにすることである。（「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成16年12月24日 少子化社会対策会議決定）より）

#### 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育の第一歩は、国民の食に対する関心と意識を高め、食に関する理解を深めることであるが、「2. 食に関する感謝の念と理解」において述べたように近年の食に対する国民の意識は希薄化している。その背景としては、多くの国民、特に都市生活者にとって、食が日々の買い物や食事の対象にすぎず、いわば最終消費段階でしか接点のないことが挙げられる。

そもそも、農産物は、豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものである。自然の恵みであるがゆえに、天候の影響を受け、地域や季節によって生産物や収穫時期が異なってくる。このように食料の生産現場においては、農林漁業者によって気象条件、自然条件に合わせて生産を営む知恵が育まれてきた。しかしながら、実際には、毎日の食生活が食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、都市生活者が日々の生活の中で学び実感することは困難である場合が多い。

また、販売形態の変化等により食品購入の現場において消費者への情報提供が行われにくくなってきたこと等によっても、食に関する理解が一層低下してきている。

このため、食育の推進に当たっては、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等多様な主体により、国民が食の多面的な姿を学ぶ機会が提供され、多くの国民が、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じるものとする。

### 32根拠条文

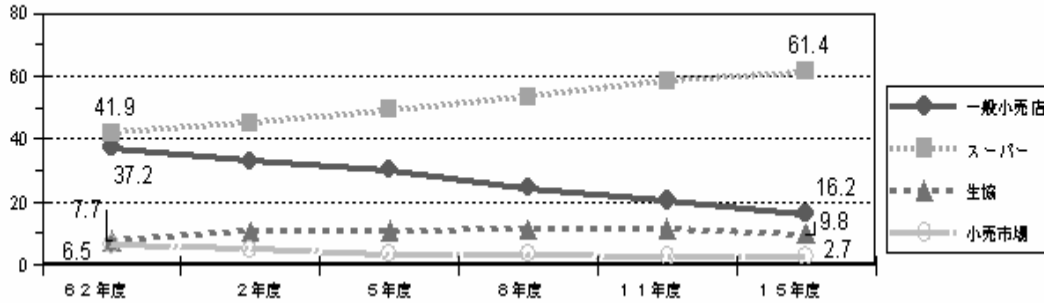
本項目は、法第6条に基づく。

### 33「販売形態の変化」について

日常、食料品を購入する場合、最もよく利用するのはどのタイプの店か、食料品の種類ごとに聞いたところ、平成15年度では、どの食料品も「食品スーパー」と回答する人が多く、次いで「総合スーパー」となっており、この2つを合わせた割合は、「冷凍食品」では7割を超え、他の食料品も6割を超えている。これまでの調査と比べてみると、「一般小売店」（「一般小売店（専門店）」、「一般小売店（総合店）」、「小売市場」と回答する人は減少を続けており、その分、「スーパー」（「総合スーパー」、「食品スーパー」と回答する人が増え続けている。これによって、従来、消費者が食料品を購入する際に販売サイドから得ていた食料品やその調理法、保存法等に関する各種情報を入手しにくくなっているという状況が生じている。

(単位:%)

図3 購入店の種類の経年変化(野菜)



資料:農林水産省「平成15年度食料品消費モニター第3回定期調査結果」

#### 6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

食は、心身の健康の増進に欠かせないものであるが、その一方で地域における伝統や気候風土と深く結びつくことによって、地域の個性とも言うべき多彩な食文化や食生活を生み出す源であり、我が国の文化の発展にも寄与してきた。このように食をめぐる問題は、健全な食生活の実践という域にとどまらず、人々の精神的な豊かさや生き生きとした暮らしと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育てていくことが重要である。

また、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立っているものである以上、自然を犠牲にした食料生産に限界があることは明らかであり、自然との共生が求められる。単に量的拡大のみを追い求めることなく、環境への負荷の低減や持続可能な農林漁業への配慮が必要である。

このため、食育の推進に当たっては、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じるものとする。

一方、世界的な人口の増加、水資源の枯渇等、安定的な食料供給への不安要因が拡大していることを考えると、我が国の食料自給率の向上を図っていくことが重要であるが、食の欧米化等の食生活の大きな変化が一つの要因となって、食料自給率は低下傾向にある。

このため、食育の推進に当たっては、我が国の食料需給の状況に対する国民の十分な理解を促すとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築すること等によって食料の主な生産の場である農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じるものとする。

#### 34根拠条文

本項目は、法第7条に基づく。

#### 35「先人によって培われてきた多様な食文化」について

食文化は時期や地域によって様々であるが、例えば以下のものが挙げられる。正月、雛祭り、端午の節句などの年中行事食、その地方独特の料理である郷土料理、親から子に、その地域や家で代々受け継がれてきた伝統食などがある。

#### 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあるため、食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、それゆえに国民の関心も高まっている。

国民が安心して健全な食生活を実践できるようにするためには、まず、食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期すべきことが必要である。食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

このため、食育の推進に当たっては、国際的な連携を図りつつ、食品の安全性やこれを確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、国や地方公共団体、関係団体や関係事業者、消費者等との間の

意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるものとする。

### 36根拠条文

本項目は、法第8条に基づく。

### 37「食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期す」

食品関連事業者等の責務については、食品安全基本法及び食品衛生法において具体的に記述されている。

#### 食品安全基本法(抄)

##### (食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

#### 食品衛生法(抄)

第三条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 38「国や地方公共団体、関係団体や関係事業者、消費者等との意見交換」について

消費者や事業者など関係者相互のリスクコミュニケーションを図るため、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等が連携し、消費者の関心の高いテーマを中心に意見交換会等を全国各地で開催している。また、各府省とも随時ホームページ等で食品に関する情報を発信し、消費者の食の安全性に関する理解促進のための情報提供に努めるとともに、随時、意見・情報の募集を行っている。

## 第2 食育の推進の目標に関する事項

### 1. 目標の考え方

基本法に基づく取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。

このような考え方に則り食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

ただし、あくまでも食育は、既に述べたような目的や基本理念に則って行われるべきものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要がある。

### 39安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要

目標値の達成を図ることは重要であるものの、これはあくまでも国民の健全な食生活の実践を目指すという食育基本法や食育推進基本計画の目的を達成するための手段であることに十分配慮する必要があるという趣旨である。

### 2. 食育の推進に当たっての目標値

#### (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加

食育を国民運動として推進し、その成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら食育の実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に70%となっている割合(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者)について、平成22年度までに90%以上とすることを旨とする。

### 40根拠となる統計等

内閣府「食育に関する特別世論調査(平成17年9月)」である。関連部分は次のとおり。

調査時期 :平成17年7月7日から平成17年7月17日

調査対象 :全国20歳以上の者3,000人

有効回収数:1,626人(54.2%)

#### 2 「食育」への関心

##### (1)「食育」に関心があるか

・関心がある	31.9%
・どちらかといえば関心がある	37.9%
・どちらかといえば関心がない	16.2%
・関心がない	9.7%
・わからない	4.3%

